

2-③③ 法令名： 河川法(S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				指定区間内の1級河川		2級河川		国の関与 (メルクマール)
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
	【河川管理者としての権限】							
91①	廃川敷地等の管理	—	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
92	廃川敷地等の交換	—	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
99	地方公共団体への河川管理の委託	—	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	
法定		承認	
法定		承認	

2-54

法令名： 港湾法(S25法218)

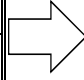
条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
52①	国土交通大臣による港湾工事の施行	—	—	—	—	—
55の2	国土交通大臣が行う港湾工事に伴う調査又は測量を行うための他人の土地への立入	—	—	—	—	—
53	・国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた土地又は工作物の港湾管理者への譲渡	—	—	—	—	—
54	・国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた港湾施設の港湾管理者への貸付け又は管理委託	—	—	—	—	—
54の2①	・港湾管理者が設立された場合の、国の所有又は管理に属する港湾施設の港湾管理者への譲渡、貸付け又は管理委託	—	—	—	—	—
55①	・国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた港湾施設の港湾運営会社への貸付け	—	—	—	—	—
55の3の2 ①⑦	・港湾広域防災区域内において、国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた港湾施設のうち、広域災害応急対策の実施のために必要なもの(港湾広域防災施設)の管理 ・広域災害応急対策実施のための、港湾広域防災区域内における他人の土地の一時使用等	—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定		承認	
法定		承認	
法定		承認	
法定		承認	
法定	○	指示 事後報告	

追加5 法令名： 独立行政法人水資源機構法(H14法182)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					備考
				指定区間内の1級河川		2級河川		国の関与 (メルクマール)	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
	【河川管理者としての権限】								
17⑤	水資源の開発又は利用のための施設の管理に係る機構への委託	—	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		承認	